

■ 釈文 ■

達書

先達^而申入候内藤駿河守、来^ル廿五日曉江戸出立、道中日数五日半圖^{二而}在所^江被相越候、依之左之宿々可被致休泊候

八月廿五日 同

八月廿六日 同

府中休 八王子泊 吉野休 猿橋泊

八月廿七日 同

八月廿八日 同

黒野田休 石和泊 蕨崎休 臺ヶ原泊

八月廿九日 同

金沢休 御堂垣外泊

右休泊猶亦差合候駅も有之候ハ、宿継を以

早々御申越可給候、尤本陣等相定候儀^者宿割

者罷越、其節見分之上可申達候、為先觸如此候

以上

内藤駿河守様内

八月十七日

小笠原新五右衛門様

● 現代語訳 ●

達書

先日お願いをした内藤駿河守は、来たる二十五日夜明けに江戸出発、道中日数五日半ばかりで故郷を到着する。この予定で左の宿々へ休泊される。

八月廿五日 同

八月廿六日 同

府中休憩 八王子宿泊 吉野休憩 猿橋宿泊

八月廿七日 同

八月廿八日 同

黒野田休憩 石和宿泊 蕨崎休憩 台ヶ原宿泊

八月廿九日 同

金沢休憩 御堂垣外宿泊

右の休泊予定で都合が悪い宿駅は宿継で

早々御連絡ください。さらに本陣等決めることは宿割の

係が行って、その際に見分の上連絡する。先触れはこの通りです。

以上

内藤駿河守様内

八月十七日

小笠原新五右衛門様